

公 告

次のとおり公募します。

平成26年12月8日

北海道森林管理局長

「国有林材の安定供給システムによる販売（製品販売）」の実施に係る公募について

北海道森林管理局では、国有林材の安定供給システムによる販売（以下「システム販売」という。）を下記のとおり実施しますので、希望される方は安定供給システム申請書（以下「申請書」という。）を提出してください。

記

1 システム販売の目的

システム販売は、需要の拡大が必要な一般材、低質材及び原料材の計画的、安定的な供給を通じて、地域における安定供給体制の整備や木材の新たな需要の拡大、原木の加工・流通の合理化等に資することを目的として行うものです。

なお、システム販売については、森林管理局長が製材工場、素材生産業者をはじめとする需要者と国有林材の販売に関する相互協定（以下「協定」という。）を締結した上で、森林管理署長等（森林管理署支署長を含む。以下同じ。）がその協定に基づき計画的な販売を実施するもので、協定を締結する需要者については、システム販売の目的を踏まえて、公募により決定することとしています。

2 今回のシステム販売

今回公募するシステム販売は、素材生産請負契約が先行していることから、Bタイプ（山土場に集材された原木を工場等へ直送し、工場等で原木の計測（計量）を行うもの以外）のみの取り扱いとします。

3 販売予定物件の概要

- (1) 販売予定物件の数量等については、別紙「販売物件一覧表」のとおりです。
- (2) 径級について、①一般材は9cm上、②針葉樹低質材は9cm上、③広葉樹低質材は14cm上、④原料材は6cm上とします。
- (3) 樹種別の割合は、立木におけるおおよその割合であり、実際の素材の出材割合とは異なります。
- (4) 原料材比率の目安を示しているものについては、平成26年度に当該(支)署において生産された針葉樹素材の原料材比率などを参考までに示したものであり、今回公募する物件の原料材比率を示したものではありません。
- (5) 素材生産事業が先行しており出材される素材は、署で採材した材長となっています。
- (6) 出材予定数量・事業地・出材時期は、生産事業等の動向により変更があります。

4 システム販売の協定期間

本システム販売の協定期間は、協定締結日から平成27年3月31日までとします。

5 システム販売の対象となる需要者

- (1) 製材工場等 : 製材工場、合板工場、製品規格の統一化を図り共同出荷を行っている協同組合その他木材加工事業者（集成材工場、プレカット工場、チップ工場等も含む。）
- (2) 原木市場等 : 原木市場その他木材流通機能を有する事業者
- (3) 製材品需要者 : 住宅メーカー及び木質バイオマス発電所その他木材を加工した製品を利用する事業者（製材品需要者が生産する製品等を「最終製品」という。以下、同じ。）

6 システム販売の対象となる需要者の要件

次に掲げる要件のすべてを満たさなければなりません。

- (1) 林産物売払いの一般競争参加資格を有していること
- (2) 協定に基づき、契約を履行するに足る信用、資力等を有すること
- (3) 社会保険等に参加していること
- (4) 買受希望数量に対して、十分な生産、加工又は流通等の実績があること（ただし、同時に複数の物件に対して申請を行う場合は、その合計買受希望数量に対して、十分な生産、加工又は流通等の実績があること）
- (5) 森林管理局長から指名停止を受けている期間中でないこと
- (6) 「農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について」（平成19年12月7日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと
- (7) 製材工場等については、JAS認定工場であること（出荷製材品についてJAS規格が制定されている場合）
- (8) 原木市場等については、製材工場等と販売協定を締結し、安定した取引関係が明確であること、又は、製材工場等との共同申し込みであること（販売協定を締結している製材工場等については、上記(5)及び(6)の要件を満たしていることが必要）
- (9) 製材品需要者については、自ら加工した製品を利用する場合を除き、製材工場等との共同申し込みであること（ただし、この場合、製材品需要者が(1)の要件を満たす必要はない）
- (10) チップ工場等又は原木市場等が「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」（平成二十三年八月三十日法律第百八号）に基づき施設認定された木質バイオマス発電所（木質バイオマスの混焼を行う火力発電所を含む。以下「バイオマス発電所」という。）に対して、その燃料となるチップ等を供給することとして申請を行う場合は、次の条件を満たすこと。なお、バイオマス発電所が自ら購入した物件を燃料となるチップ等に加工することとして申請する場合についても、同様の条件とする。
 - ア バイオマス発電所との販売協定を締結した上での申請又は共同申請であること。ただし、申請時において販売協定が未締結である場合は、平成26年度中には販売協定を確実に締結する場合に限ります。この場合、販売協定の締結が確実であることを示す書類を添付することとします。
 - イ 申請対象物件を加工した製品をバイオマス発電所以外の者に販売しないこと。
 - ウ 発電した電気の買取価格を踏まえて、申請対象物件の買取価格を算出するまでの過程を明らかにすること。（【別紙様式8】による）
 - エ 協定期間終了後に、バイオマス発電所に製品（申請対象物件を加工したものに限り）を発電用として納入した際の伝票等の写しを提出し、その価格を明らかにすること。

オ 「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」に基づき作成した自主行動規範を参考として提出すること。

カ 供給先のバイオマス発電所（バイオマス発電所自らが申請する場合を含む）が「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則」（平成二十四年六月十八日経済産業省令第四十六号）第12条第3項に基づく年間の運転に要した費用に関する報告を既に行っている場合は、その報告の写しを提出すること。

7 企画提案書の要件

提出していただく企画提案は、別添の様式を参考に作成することとし、その内容が次に掲げる要件のうち1つ以上を満たしていなければなりません。また、最近の情勢を踏まえて、具体的な取組内容を可能な限り定量的な数値指標を用いて記載すること。

- (1) 原木や製品の生産・流通にかかるコストの縮減を図るもの
- (2) 原木や製品の付加価値の向上を図るもの
- (3) 森林資源の有効利用を図るもの
- (4) 国産材の新規需要開拓（利用の低位な樹材種等の輸出を含む）を図るもの
- (5) 地域の林業・木材産業への貢献を図るもの
- (6) 製材工場等と製材品需要者、または素材生産業者等から製材品需要者までの者が連携することにより、最終製品の生産に必要な製品または原木の効率的な生産や流通を図るもの

8 申請方法及び申請期限

(1) 提出期限

平成26年12月24日（水）（郵送の場合は、提出期限の日までに必着のこと）

(2) 提出場所

北海道森林管理局森林整備部資源活用第二課又は北海道森林管理局管内の最寄りの森林管理署（支署）

（各署等の住所等はホームページ（<http://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/index.html>）で確認してください）

(3) 提出書類

【別紙様式1】 国有林材の安定供給システム申請書

【別紙様式2】 社会保険の加入状況

【別紙様式3】 保有する資格

【別紙様式4】 企画提案書

【別紙様式5】 買受を希望する林産物の価格検討表〔一般材・低質材用〕

【別紙様式6】 買受を希望する林産物の価格検討表（Aタイプ・山元価格の算出）〔一般材・低質材用〕

【別紙様式7】 買受を希望する林産物の価格検討表〔原料材用〕

※買受けする原木すべてを木質バイオマス発電原料として利用する場合は作成不要

【別紙様式8】 買受を希望する林産物の価格検討表〔FITによるバイオマス発電用〕

※買受けする原木を木質バイオマス発電原料として利用しない場合は作成不要

9 申請書及び企画提案書の内容及び作成における留意事項

- (1) 作成にあたっては、別に示す「国有林材の安定供給システム申請書及び企画提案書の作成要領」（以下、「作成要領」という。）を参照してください。
- (2) 申請する数量は、物件ごとの出材予定数量を分割することのないようにしてください。
- (3) 申請者は、「別紙1 暴力団排除に関する誓約事項」（以下「誓約事項」という。）について申請書の提出前に確認しなければならず、申請書に誓約事項を添付することによって、同意したこととします。

- (4) 企画提案書の作成にあたっては、次に留意してください。詳しくは、作成要領を参照願います。
- ア 共同または販売協定を結んで申請する場合の企画提案書については、代表者を定め、その代表者が企画提案をとりまとめるうえ作成してください(申請者ごとの企画提案書の作成は不要です)。なお、企画提案書は、共同または販売協定を結んだ組み合わせ毎に作成願います。
 - イ 原木の長さ(長級)は、企画提案(6m以下)とします。ただし、多様な長級の採材などの提案には沿えないことがあります。なお、今回の公募は、素材生産事業が先行しており出材される素材は、署で採材した材長となっています。
 - ウ 径級については、特定の径級を対象とした企画提案にあつては、提案に沿うことはできません。なお、物件番号ごとに示した原木はすべて受け入れていただくこととなります。

10 審査の方法及び協定予定者の選定等

- (1) 別に定める審査基準(別表参照)に基づき申請書及び企画提案書の審査を行います。
- (2) 申請書及び企画提案書の審査にあたっては、以下の項目について評価・採点を行います。
 - ア 必須項目
システム販売の対象となる需要者の要件をすべて満たしているか審査する。一つでも満たしていない場合は、当該物件に申請した者のうち最も点数が高い場合であっても協定予定需要者として選定できないこととする。
 - イ 加算項目
評価項目ごとに審査し、評価基準に従い配点を付与する。
- (3) 協定予定者の選定
森林管理局長は、審査の結果、各公募物件ごとに、得られた点数と買受可能価格を勘案して、協定を締結することが適当と認められる者(以下「協定予定者」という。)を選定するものとします。なお、応募があった物件であっても、適切な者がいない場合は、協定予定者を選定しない場合があります。
- (4) 原木市場等については、製材工場等や木材輸出を行っている者との共同申し込みである者を優先して、協定を締結するものとします。
- (5) 森林管理局長は、協定予定者に対し、提案された買受可能価格を勘案した上で協定単価案その他必要な条件を提示します。なお、協定単価については、システム販売は協定に基づき、協定者に対し、安定的、計画的に国有林材の供給が図られるものであることから、通常の販売単価と比較し、予約割増を勘案した単価とします。また、最終土場で引渡を行う物件の協定単価は、山元から最終土場までの運賃を含んだ単価となります。
- (6) 森林管理局長は、上記(4)の提示内容について協定予定者と合意が得られた場合に協定を締結するものとします。なお、協定単価については、市場価格・製品価格の動向等により四半期毎を目途とし、必要に応じて見直すこととします。
- (7) 協定に基づく販売は、当該森林管理署長等と売買契約を締結していただきます(共同で協定を締結した場合は、当該森林管理署長等と代表者の間で売買契約を締結します)。なお、契約保証金は免除します。
- (8) 売買契約成立日以降、引き渡し完了した日から原則2ヶ月以内を木材の搬出期間とします。
なお、山元土場の状況によって、搬出期間を延ばすことができる場合があります。ただし、林道の保全のため運材をご遠慮願う期間があることから、具体的には協定締結後、当該森林管理署と打ち合わせ願います。
- (9) 協定に基づく売買契約においては、「別紙2 暴力団排除に関する特約条項」を付して契約を締結することとなります。

1 1 協定締結に当たって付する条件等

(1) 目的外処分の制限

協定を締結した者（以下「協定者」という。）が、購入した林産物について、その売払いを受けた目的以外に使用し、消費し、担保に供し、又は他人に譲り渡すことを制限します。

(2) 協定の解除

森林管理局長は、上記(1)の規定に反していた場合又は次の一に該当する場合は協定を解除することができるものとします。

ア 協定の相手方が正当な理由なく協定書及び売買契約書の規定に違反したとき。

イ 協定の相手方が協定期間中に上記の6に定める要件を失ったとき。

(3) 損害賠償

上記の(2)により協定を解除した場合、協定の相手方は、その解除によって生ずる損害の賠償請求をできないものとします。

(4) 企画提案及び販売価格等の公表等

森林管理局長は、協定者の企画提案概要並びに協定した単価及び協定数量は、原則公表するものとします。

(5) 持続可能な森林経営から生産された合法材の利用促進

ア 森林管理局長は、協定に基づき販売する物件が、持続可能な森林経営が営まれている森林から合法的に伐採されたものであることを証明するものとします。

イ 協定者は、合法性・持続可能性を確保した木材から生産された木材・木材製品であることを需要者にPRするよう努めるものとします。

(6) 実行結果の報告

協定者は、協定期間の終了後、【別紙様式9】「国有林材の安定供給システムに係る結果報告書」を森林管理局長に提出するものとします。

1 2 提出書類の返却の可否等

(1) 提出された申請書、添付書類等は返却しません。

(2) 提出書類は、審査に係る事務手続き（11の(4)を含む）以外の目的で提出者に無断で使用しません。

1 3 問い合わせ先

北海道森林管理局 森林整備部 資源活用第二課

住 所：〒064-8537 札幌市中央区宮の森3条7丁目70番

電 話：050（3160）6295、011（622）5248

担 当：企画官（木材需給対策）

別表

国有林材の安定供給システムに係る審査基準（製品販売）

評価項目		評価基準		配点
必須項目	システム販売の対象となる需要者の要件	林産物売払いの一般競争参加資格を有している		0～50点
		協定に基づき、契約を履行するに足る信用、資力等を有する		
		社会保険等に加入している		
		買受希望数量に対して、十分な生産、加工又は流通等の実績がある（ただし、同時に複数の物件に対して申請を行う場合は、その合計買受希望数量に対して、十分な生産、加工又は流通等の実績があること）		
		森林管理局長から指名停止を受けている期間中でないこと		
		警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと		
		製材工場等については、JAS認定工場である（出荷製材品についてJAS規格が制定されている場合に限る）		
		原木市場等については、製材工場等と販売協定を締結し、安定した取引関係が明確である、又は、製材工場等との共同申し込みである（利用の低位な樹材種等について、木材輸出の取組を行っている者は除く）		
		製材品需要者については、自ら加工した製品を利用する場合を除き、製材工場等との共同申し込みである		
		加点項目	原木や製品の生産・流通にかかるコストの縮減を図るもの	
	優良と認められるもの			
	上記以外			
原木や製品の付加価値の向上を図るもの	取組の具体的な内容及び数量的指標が記載されているもの		特に優良と認められるもの	0～5点
			優良と認められるもの	
	上記以外			
森林資源の有効利用を図るもの	取組の具体的な内容及び数量的指標が記載されているもの		特に優良と認められるもの	0～5点
			優良と認められるもの	
	上記以外			
国産材の新規需要開拓を図るもの	取組の具体的な内容及び数量的指標が記載されているもの		特に優良と認められるもの	0～5点
			優良と認められるもの	
	上記以外			
地域の林業・木材産業への貢献を図るもの	取組の具体的な内容及び数量的指標が記載されているもの		特に優良と認められるもの	0～5点
			優良と認められるもの	
	上記以外			
最終製品の生産に必要な規格の製品又は原木の効率的な生産・流通を図るもの	取組の具体的な内容及び数量的指標が記載されているもの		特に優良と認められるもの	0～10点
			優良と認められるもの	
	上記以外			
山土場での選別・巻立を簡略化し、自動選別機等による計測を念頭に山土場に集材された原木を工場等へ直送するもの	取組の具体的な内容及び数量的指標が記載されているもの		特に優良と認められるもの	0～10点
			優良と認められるもの	
	上記以外			
同一販売予定物件に申請があった需要者の買取提案価格	最も買取提案価格が高いもの		0～5点	
	最も買取提案価格が低いもの			
	その他のもの	順位に応じ均等に配分		
前回のシステム販売における取組状況	意図した結果が得られているもの		0～	
	意図した結果が得られていないもの		-10点	

「販売物件一覧表」

(1) 山元土場において協定となる物件

物件番号	樹材種	出材予定 森林管理 署等	出材予定 数量 (m ³)	出材 時期	事業地	林小班	樹種別割合等		
							樹種	割合	m ³ 廻り (立木)
26-108	トドマツ一般材	根釧西部	9,000	9月 ～ 1月	鶴居 川湯	95い外 4303ち外	トドマツ	57%	0.18m ³
	アカエゾマツ一般材						アカエゾマツ	29%	0.17m ³
	針葉樹低質材						広葉樹	14%	0.08m ³
	針葉樹原料材								
広葉樹原料材									
26-109	トドマツ一般材	根釧東部	800	12月 ～ 1月	川北	302い外	トドマツ	80%	0.14m ³
	針葉樹低質材						広葉樹	20%	0.17m ³
	針葉樹原料材								
	広葉樹原料材								
26-110	トドマツ一般材	十勝東部	2,200	12月 ～ 2月	鹿山 陸別	1058い外 1070ほ外	トドマツ	36%	0.18m ³
	アカエゾマツ一般材						アカエゾマツ	64%	0.10m ³
	針葉樹低質材								
【帯広地区合計】			12,000	署別数量再掲：			根釧西部	9,000m ³	
							根釧東部	800m ³	
							十勝東部	2,200m ³	

※ 26-108, 26-109, 26-110については、素材生産事業が先行しており出材される素材は、署で採材した材長となっています。

なお、26-108の針葉樹原料材については、2.40mと2.30mの材長となっています。

物件番号	樹材種	出材予定 森林管理 署等	出材予定 数量 (m ³)	出材 時期	事業地	林小班	樹種別割合等		
							樹種	割合	m ³ 廻り (立木)
26-111	トドマツ一般材	渡島	1,200	12月 ～ 1月	白石	4359 ～ 4362	トドマツ	100%	0.39m ³
	針葉樹低質材								
26-112	トドマツ一般材	渡島	1,000	12月	大関	309 ～ 311	トドマツ	100%	0.39m ³
	針葉樹低質材								
26-113	トドマツ一般材	渡島	1,000	12月 ～ 1月	若松	5326 ～ 5334	トドマツ	100%	0.35m ³
	針葉樹低質材								
26-114	針葉樹原料材	渡島	1,100	12月 ～ 1月	若松	5326 ～ 5334	針葉樹	95%	0.10m ³
	広葉樹原料材						広葉樹	5%	0.09m ³
【函館地区合計】			4,300	署別数量再掲：			渡島署	4,300m ³	

※ 26-111, 26-112, 26-113, 26-114については、素材生産事業が先行しており出材される素材は、署で採材した材長となっています。

【 総 計 】			16,300						
---------	--	--	--------	--	--	--	--	--	--